

## 仕 様 書

1 件 名 令和6年度生徒作業服等の採寸・販売

2 履行場所 東京都立城南職業能力開発センター大田校  
東京都大田区羽田旭町 10-11 MFIP 羽田内

3 販売時期 各期（4月、7月、10月、1月）

### 4 内 容

(1) 東京都立城南職業能力開発センター大田校（以下「本校」という。）の令和6年度の生徒作業服等の販売を希望する者は、令和6年1月15日（月）午後3時までに以下の内容に合った見積書と見積書に記載の品物の見本品を添えて、下記8の担当まで提出すること。

(2) 生徒作業服等販売業者に指定されたものは、本校が別途指定する生徒入校手続き日に来校し、入校予定の生徒に対し、科毎に指定する作業服の試着・採寸を行った上で、注文受付を行うこと。また、生徒作業服販売日に来校し、入校予定生徒が注文した作業服の販売を行うこと。

生徒入校手続き日、生徒作業服販売日の年間の予定については別紙1「令和6年度 生徒入校手続き等予定表」のとおり。

なお、販売する作業服の仕様は別紙2-1から2-9までの「生徒購入作業服仕様書内訳書」に記載の製品と同等品以上のものであること。

(3) 生徒入校手続き日に採寸・注文ができない入校予定生徒については、電話による受付、又は直接店頭での対応を行うこと。

(4) 作業服の注文・販売については、各入校予定生徒と生徒作業服等販売業者との売買契約とし、当校による代金の立替、販売等の行為は行わない。また、採寸・注文後にキャンセルとなった場合も、注文を行った入校予定生徒と生徒作業服等販売業者間で売買契約の事後処理を行うこととし、当校は関与しない。

(5) 上着は左胸付近にネームを入れること（各科毎の仕様に対応すること）。

(6) ズボンは試着後、裾上げを行うこと。

(7) 作業服の販売後及び訓練期間中、購入者に責任のないトラブルについては、販売業者の責任にて対応すること（不良品等含む）。

(8) 見積書の価格表示は、科毎に、それぞれの品物において単価ごとに見積り、消費税は内税とすること。また、作業服のサイズで価格が異なる場合は、サイズと価格を明示すること。

(9) 生徒作業服等販売業者は、見積価格及び販売する商品内容ならびに採寸・販売時対応等を考慮し1社を選定する。

### 5 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

(1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)第37条のディ

ーゼル車規制に適合する自動車であること。

(2)自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

6 生徒作業服の受注・販売によって生じる梱包材等は持ち帰ること。

7 その他

本仕様書に記載のない事項、および本仕様内容等に疑義が生じた場合は、都担当者と協議の上決定すること。

8 担 当 東京都立城南職業能力開発センター大田校 能力開発担当  
電話 03-3744-1013